

公募型プロポーザル方式（技術者評価型）に係る手続開始の掲示について

次のとおり技術提案書の提出を公募します。

この公募型プロポーザル方式（技術者評価型）にかかる手続は、当掲示によるほか、長野県公募型プロポーザル方式（技術者評価型）試行要領（最終改正 令和 7 年 3 月 17 日付け 6 建政技第 374 号）及び長野県公募型プロポーザル方式試行に係る情報の取扱要領（最終改正 令和 2 年 3 月 24 日付け 元建政技第 454 号）に示すとおりです。

1 業務の概要

(1) 業務名

令和 7 年度 国補道路メンテナンス(橋梁)事業に伴う点検業務

(2) 業務箇所

県内一円 北信管内一円 橋梁点検その 2

(3) 業務の目的

本業務は、(国) 117 号 常盤大橋他 14 橋の点検を「長野県道路橋定期点検要領（令和 7 年 4 月 長野県建設部道路管理課）（以下、「定期点検要領」）」に基づき、新技術を活用の上実施し、健全性の診断および点検結果を記録することを目的とする。

(4) 業務内容

橋梁定期点検・診断 15 橋（詳細は別紙特記仕様書のとおり）

(5) 技術提案を求める具体的内容

1 点検の確実な実施に関する事項

- ・点検作業の安全性や降雪期等を考慮した工程計画の提案

2 使用する新技術等に関する事項

- ・明確な根拠資料によるコスト削減の提案
- ・明確な根拠資料による作業日数の短縮の提案
- ・明確な根拠資料による施設の状態の把握の的確さの提案

(6) 履行期限 契約日の翌日から令和 8 年 3 月 20 日

(7) 業務実施上の要件

- ・技術者の配置について

長野県道路橋定期点検要領（令和 7 年 4 月 長野県建設部道路管理課）の「3. 定期点検の体制」でいう「道路橋の点検を適正に行うために必要な知識及び技能を有する者」については、下表を参考とする。

道路橋に関する相応の資格または相当の実務経験を有すること	○資格について 技術士（科目指定） 認定技術管理者（該当部門） 国土交通省登録技術資格者（該当施設） ○実務経験・専門知識について 該当業務実務経験 10 年以上を有すること
道路橋の設計、施工、管理に関する相当の専門知識を有すること	
道路橋の点検に関する相当の技術と実務経験を有すること	

ただし、担当技術者とは、別紙＜特記仕様書＞にある、「橋梁点検員」をいう。

(8) 成果品

オンライン電子納品による納品（別添電子納品・情報共有特記仕様書を参照）

(9) 業務想定額 概ね 19,877 千円（税込）

(10) 支払い条件 前払金として、契約金額の 3 割の範囲内で支払うことができる。

(11) その他

本業務は「ウィークリースタンス実施要領（別添）」に基づきウィークリースタンスを実施する業務です。

2 技術提案書の提出者に必要とされる要件

2-1 プロポーザル参加資格に関する要件

- (1) 長野県建設コンサルタント等の業務の入札参加資格のうち、建設コンサルタント（鋼構造及びコンクリート）を有する者であること。
- (2) 建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年 4 月 15 日告示第 717 号。以下同じ）に基づき建設コンサルタント（鋼構造及びコンクリート）の登録を受けていること。
- (3) 掲示日時時点で所属技術者が 3 人以上いること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (5) 測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 57 条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
- (6) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 18 日 22 建政技第 337 号、以下「入札参加停止措置要領」という。）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (7) 県発注の他の対象業務において、委託契約約款第 17 条に基づく「設計図書と業務内容が一致しない場合の修補の請求」を受けていない者であること。
- (8) 県発注の他の対象業務において、長野県建設工事等検査要綱（平成 15 年 4 月 1 日会検第 1 号）第 9 条第 3 項に規定する文書による修補指示を受けていない者であること。
- (9) 県発注の他の対象業務において、履行遅滞に伴う催告の通知を受け、かつ、当該業務の完了期限経過後委託契約約款第 31 条に基づく業務完了の検査を完了していない者でないこと。
- (10) 県発注の他の対象業務の入札において、同種業務の実績等の要件不適入札書と認定され、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。
- (11) 県発注の他の対象業務の入札において、受注希望型競争入札に係る低入札価格調査に該当する落札候補者の辞退により、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。
- (12) 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 号に規定する暴力団関係者でないこと。
- (13) 実質支配会社は、同一案件に同時入札することはできない。同時入札が判明した場合は、警告又は入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止を行うことがある。

なお、実質支配会社とは、次のいずれかに該当する会社をいう。

ア 人的関係のある会社（常勤・非常勤を問わない。ただし、①については会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。）

① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を兼ねている場合。

② 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を兼ねている場合。

イ 親会社と子会社、及び親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合（総株主の議決権の過半数を有する。又は、有限会社の総社員の議決権の過半数を有する。ただし、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく特例子会社を除く。）

ウ 親会社に人的関係のある会社と子会社

エ 親会社の営業権の一部譲渡により入札参加資格を得た子会社と親会社

オ 事業協同組合とその構成員

(14) 滞納している県税等徴収金がないこと。

(15) 「建設コンサルタント業務における共同設計方式の取扱い要領」により、参加表明書とともに資格認定申請を行い、上記（１）から（14）の要件を満たしたと認められた者は、参加することができる。

2-2 営業所の所在地に関する要件

県内に本店を有していること。

2-3 配置予定技術者に関する要件

管理技術者として次の技術者のいずれかを配置できること。

・技術士 建設部門（鋼構造及びコンクリート）

・認定技術管理者 鋼構造及びコンクリート部門

・RCCM 鋼構造及びコンクリート部門

3 参加表明書の作成・提出に係る事項

(1) 参加表明書の作成様式

様式2号による。

(2) 参加要件資料の作成様式

様式3号による。

(3) 参加要件資料記載上の留意事項

ア 登録状況

建設コンサルタント登録規程その他の登録規定に基づく登録状況を記載すること。

イ 保有する技術職員の状況（専門分野職員の状況）

① 専門分野は、業務内容に応じて必要な分野を適宜設定すること。

② 資格は、技術士、認定技術管理者、RCCMとする。

③ 1人の職員が2以上の専門分野に従事する場合は、主たる専門分野のみに記載し、重複記入をしないこと。

④ 専門分野別技術職員数は、通算経験年数10年未満、10年以上に分けて記入すること。

ウ 当該業務の実施体制

① 配置予定の技術者について記載すること。

② 再委託または技術協力等の予定がある場合は記載すること。

エ 建設コンサルタント等の登録状況、保有する技術職員の状況、同種または類似の実績については、これを証する契約書、登録通知及び資格者証等の写しを添付すること。

オ 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

(4) 担当事務所・問い合わせ先

〒383-8515 長野県中野市大字壁田 955

長野県北信建設事務所総務課工事事務係

電話 0269-23-0792

電子メール hokuken-somu@pref.nagano.lg.jp

(5) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

ア 提出期限 令和7年8月29日（金）

（土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで）

イ 提出場所 3（4）に同じ。

ウ 提出方法 持参または郵送とします。

郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3（4）の担当者に確認してください。

ただし、郵送の場合は提出期限までに発注機関に到達したものに限りです。

（6） 技術提案書の提出者を選定するための基準

技術提案書の提出者は、2の（1）から（15）の要件を全て満たす者とするが、下記に示す要件の審査にあたっては、記載の視点に基づいて審査・選定されます。

ただし、参加表明書の提出期限までに様式2号及び様式3号（添付書類を含む）の提出がない場合は技術提案書の提出者を選定しません。

なお、技術提案書提出選定者名は、契約締結後、公表するものとします。

審査項目	審査事項	審査の視点
1 登録状況	・建設コンサルタント等登録状況	・登録されているか
2 技術職員の状況（専門分野別）	・当該業務の実施に必要な専門分野の技術職員の在籍状況	・有資格の職員はいるか ・有資格職員の経験は豊富か
3 配置予定の技術者	・配置予定技術者の状況	・配置予定者がいるか
4 再委託又は技術協力の予定	・再委託の内容	・再委託する業務の内容は適正か（当該業務の主要部分を再委託することにならないか） ・再委託先の選択は適正か
	・技術協力の内容	・技術協力を求める業務の内容は適正か（最先端の技術であるなど、技術協力を求めることに妥当性があるか） ・技術協力を求める先の選定は適切か

（7） 非該当理由に関する事項

ア 参加表明書を提出した者のうち、技術提案書の提出者として選定されなかった者に対しては、該当しなかった旨とその理由（非該当理由）を書面により、北信建設事務所長から通知します。

イ 上記アの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して10日（長野県の休日を定める条例（平成元年条例第5号）第1条に規定する休日（以下「休日」という。）を含めない。）以内に、書面（書式自由）により、北信建設事務所長に対して非該当理由について説明を求めることができます。

ウ 上記イの回答は、説明を求める書面を受理した日の翌日から起算して10日（休日を含めない。）以内に書面により行います。

エ 非該当理由の説明請求の受付場所、受付時間、受付方法及びその回答方法

① 受付場所 3（4）に同じ。

② 受付時間 午前9時から午後5時まで。（休日を含めない。）

③ 受付方法 原則として電子メール（回答を受ける担当者名、電話番号及び電子メールアドレスを併記すること）とします。なお、到達したことを電話で3（4）の担当者に確認してください。

④ 回答方法 原則として電子メールによる。

（8） その他の留意事項

ア 技術提案書提出の非該当者以外の者への通知は行いません。

イ 参加表明書の提出をした業者名（参加要件資料審査結果表）は、契約締結後、公表するものとします。

4 技術提案書の作成・提出に係る事項

（１） 技術提案書の作成様式

様式 7 号による。

（２） 技術資料の作成様式

様式 8 号による。

（３） 技術提案書記載上の留意事項

ア 配置予定の技術者の資格、経歴、手持ち業務の状況等

- ① 主な業務経歴は揭示の日の前日から過去 15 年以内に完成した業務とする。（平成 22 年 4 月 1 日から揭示日の前日までに完了した業務。）
- ② 委員会、学会活動等は、現在及び過去 3 年間の実績を記入すること。
- ③ プロポーザル方式による本業務以外で、予定技術者として特定された業務がある場合は、手持ちの業務の記載対象とし業務名の後に「特定済」と記載すること。
- ④ 他の企業等に所属するものを担当技術者とする場合は企業名等も記載すること。

イ 技術者動員計画

- ① 必要に応じて、内訳のさらに詳細な提示を求めることがあります。
- ② 費用の積算にあたっては労務単価等、県が公表している価格についてはこれを使用すること。

ウ 技術提案

技術提案は簡潔に記載すること。

エ 配置予定の技術者の資格、主な業務経歴、同種又は類似の業務の実績については、これを証する契約書、資格証等の写しを添付すること。

オ 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

（４） 不明の点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

ア 受付場所 3（４）に同じ。

イ 受付期間 揭示の日から令和 7 年 9 月 1 日（月）まで。

（受付時間は午前 9 時から午後 5 時まで。休日は除く。）

ウ 受付方法 電子メールとします。

エ 回答方法 長野県ホームページに掲載します。（最終回答日：令和 7 年 9 月 4 日（木））

（５） 技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

ア 提出期限 令和 7 年 9 月 12 日（金）

（提出時間は午前 9 時から午後 5 時まで。休日は除く。）

イ 提出場所 3（４）に同じ。

ウ 提出部数 1 部

エ 提出方法 持参または郵送とします。

郵送で提出した場合は、到達したことを電話で 3（４）の担当者に確認してください。

ただし、郵送の場合は提出期限までに発注機関に到達したものに限りします。

オ その他 提出期限までに様式 7 号及び様式 8 号（添付書類を含む）の提出がない場合、技術提案は無効とします。また、提出後の技術提案書の差し替え及び再提出は認めません。技術提案書の補足説明資料がある場合は、ヒアリング時に提出することができます。

（６） 技術提案書のヒアリングに関する事項

ア 予定日 令和 7 年 9 月 25 日（木）（変更の場合があります。）

- イ 場 所 長野県庁 会議室（詳細については決定次第連絡します。）
- ウ 時 間 各者 20 分程度を予定（提案者の公募数により変更場合があります。）
- エ その他 パソコン等の持ち込みの要否については、後日、参加申し込み者に通知します。
- また、技術提案書の補足説明資料は、9 部用意をお願いします。

（7） 技術提案書を特定するための評価基準

技術提案書は、次の基準に基づいて特定されます。なお、技術提案書評価結果表（様式 9－1）は、契約締結後、公表するものとします。（技術提案書提出者名は特定した者のみ公表）

ただし、技術提案書の評価の結果、提出されたすべての技術提案書の評価結果が次のいずれかに該当する場合は、特定者を選定しません。

ア 評価点の合計が配点の 6 割に満たない場合

イ 評価項目のうち、「技術提案の内容」に関する評価点が配点の 6 割に満たない場合

評価項目	評 価 事 項		評価の視点
配置予定の技術者の資格等 (25 点)	管理技術者 (17 点)	資格	・当該業務に必要な専門分野の資格を有しているか
		業務経歴	・豊富な経歴を有しているか
		同種・類似業務の実績	・当該業務の内容に近い業務の実績があるか
		手持ち業務量	・当該業務を実施するのに十分な余裕があるか
	担当技術者 (8 点)	資格	・当該業務に必要な専門分野の資格を有しているか
		同種・類似業務の実績	・当該業務の内容に近い業務があるか
		手持ち業務量	・当該業務を実施するのに十分な余裕があるか
動員計画及び費用 (15 点)	技術者動員計画及び費用の妥当性		・効率的な技術者動員計画となっており、コスト削減が図られているか ・当該業務を実施するのに妥当なものとなっているか
技術提案の内容 (45 点)	点検の確実な実施に関する事項 (5 点)		・点検作業の足場、交通規制、実施時間帯等について安全性を考慮した計画となっているか ・降雪期等を考慮し、点検作業を確実に実施できる工程計画となっているか
	使用する新技術等に関する事項 (40 点)		・新技術等の活用によりコスト削減について、採用する技術の性能の確からしさを踏まえて提案されているか ・新技術等の活用による作業日数の短縮について、採用する技術の性能の確からしさを踏まえて提案されているか ・対象橋梁について健全性の診断区分を決定するために必要な情報を適切に判断し、新技術等を活用してそれらを的確に把握する提案となっているか
技術者の技術力及び意欲等 (10 点)	プレゼンテーションにより、技術力や意欲を判断する		・当該事業を実施するのに必要な技術力や意欲があるか
費用と技術提案の整合性 (5 点)	採点すべき優れた技術提案に加点		・技術提案に優れ、かつ技術者動員計画も技術提案に見合った内容で優れているか
評 価 点 の 合 計 (100 点)			

(8) 特定者への通知に関する事項

特定した者に対して、北信建設事務所長から特定した旨の通知を行い、随意契約を行います。

(9) 非特定理由に関する事項

ア 提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由（非特定理由）を書面により、北信建設事務所長から通知します。

イ 上記アの理由を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して10日（休日を含めない。）以内に、書面（様式自由）により、北信建設事務所長に対して非特定理由についての説明を求めることができます。

ウ 上記イの回答は、説明を求める書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（休日を含めない。）に書面により行います。

エ 非特定理由の説明請求の受付場所、受付時間、受付方法及びその回答方法

① 受付場所 3（4）に同じ。

② 受付時間 午前9時から午後5時まで。（休日を含めない。）

③ 受付方法電子メールとします。

なお、到達したことを電話で3（4）の担当者に確認してください。

④ 回答方法 原則として電子メールによる。

(10) その他の留意事項

ア 提出された技術提案書は、返却いたしません。

イ 技術提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

ウ 提出された技術提案書は、技術提案書の特定以外には提出者に無断で使用しません。

エ 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

5 その他

(1) 契約書作成を必要とします。

(2) 関連情報を入手するための窓口は3（4）に同じ。

(3) 必要に応じて参加表明書に関するヒアリングを行う場合があります。

(4) 設計共同体協定書第8条に基づく分担業務額については、契約時に提出を求めます。